



第2部 分野別計画

第1章 啓発・広報

第1節 現状と課題

障害のあるなしにかかわらず、だれもが互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現するためには、市民や事業者が、障害のある人とその障害特性についての正しい理解の促進に努め、障害のある人に対する「心の壁」を取り除くことが必要です。

本市では、広報「あんじょう」や社会福祉協議会発行の「社協だより」等を通じた広報・啓発活動、学校におけるボランティア体験や福祉体験、特別支援学校との交流等の福祉教育*の充実、「福祉まつり」等の福祉イベントの開催による交流等に努めています。

社会福祉協議会ボランティアセンターや市民活動センターでは、市民や活動団体を支援してボランティア活動を推進しています。また、市内48（平成26年4月現在）の町内福祉委員会において「地域見守り活動推進事業」を実施しています。

しかしながら、今回のアンケート（一般市民）では「地域社会の中で障害のある人への差別・偏見があると思いますか」の質問に対して、「あると思う」が43.6%、「少しはあると思う」が43.2%となっており、合計すると86.8%になります。ほとんどの人が差別や偏見が「ある」と感じており、その約60%は差別や偏見は無意識に行われていると答えています。また、「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」について内容を知っている人は2～3%程度であり、名前だけ知っている人を含めても20～30%にとどまっています。

一方、障害のある人のアンケートでは、「この4～5年間に、障害があるために差別をうけたり、いやな思いをしたこと」が「ある」と回答したのは、身体障害のある人が17.8%、難病患者が13.4%で、知的障害のある人は25.9%、精神障害のある人は39.1%、障害のある児童では過半数の55.4%に達しています。「ある」と答えた人の割合が比較的低い身体障害のある人や難病患者においても、40歳未満の若い年齢層は高くなっています。

これらの結果から、福祉教育の一層の推進が求められていますので、地域に暮らす障害のある人の生活や活動を理解していくために、障害のある人との交流を促進する必要があります。また、障害のある人とその障害特性について、さらには新しい制度や考え方等についての正しい知識を普及していく必要があります。

第2節 施策の体系

★は新規事業、◎は拡充事業

基本施策	推進施策	個別施策（事業・取組）	番号
福祉のこころの啓発	啓発・広報活動の推進	広報等による住民の理解・啓発	No.1◎
		障害者団体の活動の周知	No.2
		社会福祉協議会等と連携した障害者理解の促進	No.3
		グループホームの整備への理解促進	No.4
		障害者週間の周知	No.5
		障害者マークの普及	No.6
	障害と障害者理解の促進	学校における福祉教育の充実	No.7
		特別支援学校との交流の支援	No.8
		地域における福祉教育の推進	No.9
		ふれあい活動の推進	No.10
		福祉イベントの開催支援	No.11
地域福祉の推進	地域福祉活動の推進	住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進	No.12
		社会資源の改善、開発	No.13◎
		地域見守り活動事業の推進	No.14
		地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実	No.15
		町内公民館等のバリアフリー化の支援	No.16
	ボランティアの育成	ボランティア講座の充実と参加促進	No.17
		ボランティアの育成	No.18
	ボランティア活動への支援	ボランティア活動の場の提供	No.19
		ボランティア情報の提供	No.20
		ボランティア活動のコーディネート	No.21
		ふれあい補償制度の活用	No.22

第3節 施策の方向

1 福祉のこころの啓発

(1) 啓発・広報活動の推進

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.1◎	広報等による住民の理解・啓発 市や社会福祉協議会の広報紙、ホームページ等を通じて、障害者福祉に関わる各種情報の提供を行い、障害のある人とその障害特性に対する住民の理解・啓発を推進します。また、障害者権利条約の批准、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の制定等障害者関連法の内容や、それらの基本的な考え方となっている障害を理由とした差別の禁止や合理的配慮、インクルージョン等についても広報・啓発活動に努めます。	障害福祉課 社会福祉協議会
No.2	障害者団体の活動の周知 障害者団体の活動を活性化させるため、団体のリーフレットを配布し、その活動等の周知に努めます。	障害福祉課 社会福祉協議会
No.3	社会福祉協議会等と連携した障害者理解の促進 地区社会福祉協議会が行っている地域住民に向けた「地区社協だより」の発行や勉強会の開催等により、障害者理解の促進に努めます。また、ボランティア連絡協議会が作成した災害時要援護者サポートブックを活用した出前講座を開催します。	障害福祉課 社会福祉協議会
No.4	グループホームの整備への理解促進 市と事業者が連携し、グループホームの整備について地域の理解と協力を促進します。	障害福祉課
No.5	障害者週間の周知 広報等を通じて、12月3日から12月9日までの「障害者週間」の周知をします。併せて、障害に対する正しい知識や思いやりのこころを育む記事を掲載し、障害のある人とその障害特性の理解の推進に努めます。	障害福祉課

No.6	<p>障害者マークの普及 「耳マーク」「ハートプラスマーク」等、障害のある人に関するマークが正しく理解され、適切な配慮や支援が行われるようホームページ等で周知を図ります。また市の受付窓口に「耳マーク」等を配置し、対応窓口であることを示します。</p>	障害福祉課
------	---	-------

(2) 障害と障害者理解の促進

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.7	<p>学校における福祉教育の充実 優しい心と思いやりの心を持ち、お互い助け合う風土を育むため、ボランティア体験や福祉体験等を行い、学校における福祉教育の充実に努めます。</p>	社会福祉協議会 学校教育課
No.8	<p>特別支援学校との交流の支援 特別支援学校との交流による福祉学習を実施し、早期段階での障害のある人への理解の普及に努めます。</p>	学校教育課 社会福祉協議会
No.9	<p>地域における福祉教育の推進 地域住民の福祉への関心を高めるため、福祉に関する出前講座を実施し、地域における福祉教育を推進します。</p>	社会福祉協議会 生涯学習課 障害福祉課
No.10	<p>ふれあい活動の推進 公民館まつりや福祉センターまつりにおける自主製品の販売等、地域行事を通じた障害のある人と地域住民との交流を図るふれあい活動を推進します。</p>	障害福祉課 社会福祉協議会
No.11	<p>福祉イベントの開催支援 福祉に対する理解を深めるため、「福祉まつり」等の開催を支援します。</p>	障害福祉課 社会福祉協議会



2 地域福祉の推進

(1) 地域福祉活動の推進

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.12	<p>住民組織と福祉関係団体等の連携と協働の推進</p> <p>障害のある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、地域住民、福祉委員、ボランティア、民生委員・児童委員、町内会関係者が「共助」の考えのもと身近な地域での支援を行うとともに、地域、行政、サービス提供事業者等が協働して福祉課題の解決に取り組み、地域福祉を推進します。</p>	<p>社会福祉課 障害福祉課 市民協働課 社会福祉協議会</p>
No.13◎	<p>社会資源の改善、開発</p> <p>地域、行政、サービス提供事業者等が協働して住みやすい地域づくりをするため、自立支援協議会*において、福祉課題に取り組みます。</p> <p>また、その中で、医療、介護、福祉が連携して支える仕組みづくりを検討・協議します。</p>	<p>障害福祉課 社会福祉協議会</p>
No.14	<p>地域見守り活動事業の推進</p> <p>障害のある人の生活を支援するため、交流活動や災害時要援護者支援制度*を活用し、地域における見守り活動と支え合いにより住民相互の支援体制の強化に努めます。</p>	<p>社会福祉課 社会福祉協議会</p>
No.15	<p>地域ぐるみの親子ふれあい活動の充実</p> <p>特別支援学校等の児童については、地域の子ども会への参加がしづらい状況にあるため、子ども会の関係者（指導者を含む）に対して、受入れの理解を図ります。また、障害児の保護者へ積極的な参加を働きかけます。</p>	<p>生涯学習課 障害福祉課</p>
No.16	<p>町内公民館等のバリアフリー*化の支援</p> <p>障害のある人の地域活動への参加を促進するため、町内公民館等身近な地域活動の拠点となる施設のバリアフリー化の推進を支援します。</p>	<p>市民協働課</p>

(2) ボランティアの育成

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.17	ボランティア講座の充実と参加促進 社会福祉協議会が主催するボランティア講座への参加を促進し、ボランティアの養成のため、参加者のニーズに合った講座や時間設定、メニューを検討するほか、地域においても講座の開設を行います。	社会福祉協議会
No.18	ボランティアの育成 手話、点訳、要約筆記等の技術的なボランティア講座やセミナーを開催し、障害のある人を支援するボランティアの育成に努めます。	社会福祉協議会

(3) ボランティア活動への支援

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.19	ボランティア活動の場の提供 ボランティア活動の場として、社会福祉会館や各福祉センター、市民活動センターのボランティア室や会議室等を提供します。	社会福祉協議会 市民協働課
No.20	ボランティア情報の提供 社会福祉協議会ボランティアセンターや市民活動センターでは、ボランティアに関する情報を集め、市民や活動団体に情報提供等の支援をすることにより、ボランティア活動を推進します。	社会福祉協議会 市民協働課
No.21	ボランティア活動のコーディネート ボランティア相談窓口では、ボランティア活動を希望する人に、希望する活動のコーディネートを実施します。	社会福祉協議会 市民協働課
No.22	ふれあい補償制度の活用 ボランティアが安心して活動できるよう、ふれあい補償制度を活用し、ボランティア活動中の傷害事故への対応を図ります。	市民協働課

第2章 生活支援

第1節 現状と課題

障害福祉サービスを初めとする生活支援サービスは全般的には利用が増加してきていますが、就労移行支援や短期入所等一部で利用が伸びていないサービスがあります。第3次計画期間内においては、精神障害のある人の活動・相談の場としての地域活動支援センターが整備されています。また、就労継続支援A型・B型の就労系サービスの参入・事業拡大も進んでいます。

アンケート調査によると、今後市が特に力を入れる障害者施策のうち、生活支援に関するものとしては、いずれの障害も「手当や助成制度などの経済的な支援の充実」が20%以上となっています。障害別では、知的障害のある人は「グループホームなどの住まいの場の充実」が30%前後と高く、「親亡き後」が最大の課題といえます。精神障害のある人は「身近な相談支援窓口の充実」が20%以上と高くなっています。

障害のある人の主な支援者の年齢は、いずれの障害も60歳以上が50%以上を占めており、支援者の高齢化への対応や自立と親亡き後の不安の解消のため、グループホーム等、住まいの場の充実を図っていく必要があります。

毎年、特別支援学校卒業生の多くは、進路として日中活動系サービスの利用を希望しており、引き続き活動の場の確保が必要となります。

図表 2. 2. 1 今後の卒業予定者数と日中活動系サービスの利用希望者数 (単位：人)

区 分	生 徒 数			日中活動系サービスの利用希望者数		
	安城特別支援学校	岡崎特別支援学校		安城特別支援学校	岡崎特別支援学校	
高等部1年生（平成28年度卒業予定）	22	2	24	18	0	18
高等部2年生（平成27年度卒業予定）	24	2	26	20	1	21
高等部3年生（平成26年度卒業予定）	16	6	22	11	4	15

資料：安城特別支援学校・岡崎特別支援学校

スポーツ活動、文化芸術活動、レクリエーション活動等は、だれにとっても生活を豊かにする上で重要な要素です。アンケート調査によると、今後活動したいことは、「旅行に行く」「友人と遊ぶ」「スポーツ」等が現状を上回っていました。障害のある人が一人でも多く希望する活動に参加し、その楽しさを享受できるよう、参加促進のための支援を行う必要があります。

第2節 施策の体系

★は新規事業、◎は拡充事業

基本施策	推進施策	個別施策（事業・取組）	番号
生活支援サービスの充実	サービスの質の向上	サービス提供事業者間の連携	No.23
		サービス提供事業者の第三者評価の促進	No.24
		苦情相談窓口の周知	No.25
	訪問系・日中活動系サービスの充実	訪問系サービスの充実	No.26
		日中活動系サービスの充実	No.27
		地域活動支援センターの充実	No.28◎
		介護保険サービスの利用	No.29
		運営費補助の実施	No.30
	居住系サービスの充実	グループホームの整備促進	No.31
		地域生活支援拠点の整備	No.32★
	移動の支援	福祉タクシーの利用助成	No.33
		あんくるバスの利用助成	No.34
		団体へのガイドヘルパーの派遣	No.35
		中途視覚障害者歩行訓練の実施	No.36
		車いす等の貸与	No.37
経済的支援	各種福祉手当の支給	各種福祉手当の情報提供	No.38
		各種福祉手当の支給	No.39
	各種助成制度や利用料の減免	各種助成・貸付制度の利用啓発	No.40
		施設の利用料減免	No.41
		割引制度の事務の支援と制度啓発	No.42
スポーツ・文化芸術活動の推進	スポーツ活動の推進	情報提供の充実	No.43
		スポーツ活動への参加促進	No.44
		激励金制度の実施	No.45
	文化芸術活動の推進	障害者社会参加促進事業の実施	No.46
		心身障害者ふれあい促進事業の実施	No.47
		障害者社会参加支援事業（講座型）の実施	No.48
	参加しやすい環境づくり	文化・体育施設の環境整備	No.49
		講座等への手話通訳者等の配置	No.50
		特別支援学校へのイベント情報の提供	No.51

第3節 施策の方向

1 生活支援サービスの充実

(1) サービスの質の向上

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.23	サービス提供事業者間の連携 自立支援協議会においてサービス提供事業者間の連携を図り、サービスの質の向上に努めます。	障害福祉課 社会福祉協議会
No.24	サービス提供事業者の第三者評価の促進 サービスの質の向上を図るため、公正・中立な第三者機関によるサービス提供事業者の評価を促進します。	障害福祉課
No.25	苦情相談窓口の周知 障害のある人が安心してサービスを利用するため、サービスに関する苦情解決制度や相談窓口を周知します。	障害福祉課 社会福祉協議会

(2) 訪問系・日中活動系サービスの充実

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.26	訪問系サービス*の充実 居宅介護*等のサービスを提供する職員の専門性の確保と質の向上を図り、障害特性を理解した適切な支援ができるよう、サービス提供事業者に対して積極的に研修の受講を勧めます。また、多動性等行動障害に対応できる人材が不足しているため、サービス提供事業者に働きかけ、その確保・養成に努めます。	障害福祉課
No.27	日中活動系サービスの充実 生活介護や就労系サービスについては、さらなる事業の拡大、サービス提供事業者の参入を促進します。同時に、さまざまな法人の事業所が参入してきており、県と協力して良質なサービスが提供されるよう指導していきます。	障害福祉課
No.28◎	地域活動支援センターの充実 精神保健福祉士が配置された地域活動支援センターにおいて、精神に障害のある人の創作的活動を行うとともに、相談支援事業を併せて実施します。また、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等を行います。	障害福祉課

No.29	介護保険サービスの利用 介護保険事業者が指定障害福祉サービスの提供ができるように、基準該当障害福祉サービスの実施について、協議・検討していきます。	障害福祉課 介護保険課
No.30	運営費補助の実施 重症の心身障害のある人が利用できるサービスを確保するため、事業所に対して、運営費補助を実施します。	障害福祉課

(3) 居住系サービス*の充実

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.31	グループホームの整備促進 障害のある人が地域で自立した暮らしが送れるよう、グループホームの整備を促進します。	障害福祉課
No.32★	地域生活支援拠点の整備 グループホーム等の居住支援機能と、短期入所系サービス、相談支援等地域支援機能の一体的な整備を図ることにより、地域生活支援の拠点づくりを進め、障害のある人の入所施設・病院からの地域生活への移行、親元からの自立を支援します。	障害福祉課



(4) 移動の支援

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.33	福祉タクシーの利用助成 通院等にタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成します。	障害福祉課
No.34	あんくるバスの利用助成 障害のある人の社会参加促進のため、あんくるバス（市内循環バス）の運賃の助成（無料化）を実施します。 また、運行経路やダイヤの見直しを必要に応じ実施します。	障害福祉課 都市計画課
No.35	団体へのガイドヘルパーの派遣 視覚障害者団体が行う会議や活動を支援するため、団体を対象にガイドヘルパーを派遣します。	障害福祉課
No.36	中途視覚障害者歩行訓練の実施 日常生活の自立や社会参加を促進するため、途中で視覚障害を持った人を対象に、中途視覚障害者歩行訓練を実施します。	障害福祉課
No.37	車いす等の貸与 市内在住の人、市内の福祉関係者等を対象に、車いすや車いす移送車の貸し出しを行います。	社会福祉協議会

2 経済的支援

(1) 各種福祉手当の支給

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.38	各種福祉手当の情報提供 障害者手帳の所持者が年々増加傾向にある中で、受給資格者に対し不利益が生じないように、手続きについての確実な情報提供を行います。	障害福祉課
No.39	各種福祉手当の支給 障害のある人の生活を支援するため、市単独の障害者扶助料を初め、国や県の制度の特別障害者手当、在宅重度障害者手当等の各種福祉手当を支給します。	障害福祉課

(2) 各種助成制度や利用料の減免

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.40	各種助成・貸付制度の利用啓発 市、国や県における生活福祉資金貸付事業や、住宅リフォーム補助事業等の各種助成・貸付制度の啓発を行い、必要な方に支援をします。	社会福祉協議会 障害福祉課
No.41	施設の利用料減免 障害のある人に、プールやプラネタリウム等、市の施設の利用料を減免します。	生涯学習課 スポーツ課
No.42	割引制度の事務の支援と制度啓発 有料道路通行料割引等各事業者が実施する割引制度の事務を行うほか、制度の啓発に努めます。	障害福祉課

3 スポーツ・文化芸術活動の推進

(1) スポーツ活動の推進

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.43	情報提供の充実 障害のある人がスポーツを気軽に楽しんだり、身近な地域で活動に参加してもらえるように地域のスポーツ交流会等を紹介したり、参加状況等の情報提供を充実するよう努めます。	スポーツ課
No.44	スポーツ活動への参加促進 体育協会やスポーツ推進委員等と連携して、障害のある人も気軽にできるスポーツ活動への参加を促進します。	スポーツ課
No.45	激励金制度の実施 障害の有無に関係なく、市や県を代表して全国大会等へ出場する人への激励金制度を実施します。	スポーツ課

(2) 文化芸術活動の推進

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.46	障害者社会参加促進事業の実施 障害のある人の社会参加を促進するため、障害者作品展等を実施します。	障害福祉課
No.47	心身障害者ふれあい促進事業の実施 レクリエーション等を通じて自活する能力を養うため、心身障害者ふれあい促進事業を実施します。	障害福祉課
No.48	障害者社会参加支援事業（講座型）の実施 障害のある人が生きがいがいづくりができるよう、社会参加支援事業（講座型）を実施します。	障害福祉課 社会福祉協議会

(3) 参加しやすい環境づくり

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.49	文化・体育施設的环境整備 公共施設におけるエレベーター、スロープや車いすの設置を行い、参加しやすい環境を維持します。	生涯学習課 スポーツ課
No.50	講座等への手話通訳者等の配置 市が主催する講座等を開設するときは、必要に応じて手話通訳者等を配置し、障害のある人の生涯学習への参加を促進します。	生涯学習課
No.51	特別支援学校へのイベント情報の提供 スポーツやレクリエーションの情報を、特別支援学校に提供し、学校の協力を得て保護者へ参加を呼びかけていきます。	障害福祉課



第3章 生活環境

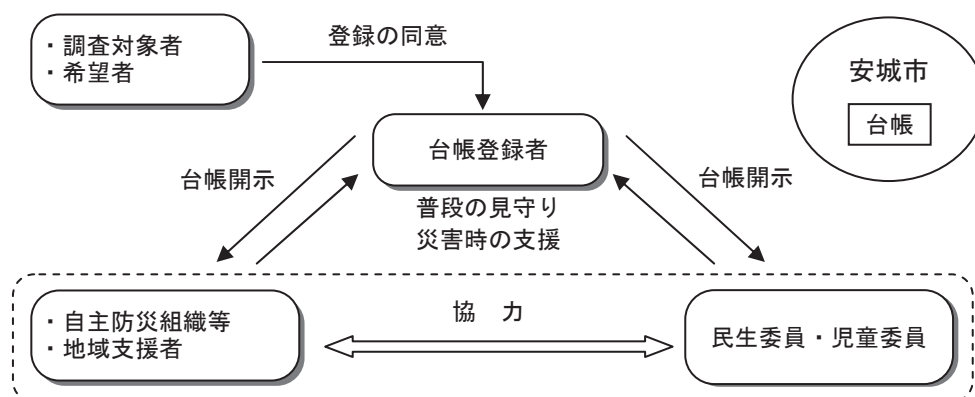
第1節 現状と課題

平成23年3月11日に起きた「東日本大震災」は、自然災害の脅威と同時に、災害時における住民同士の助け合いの大切さを再認識させるものでした。

本市では、災害時に備え、福祉センター7か所を福祉避難所に指定し、さらに障害等により専門性の高いケアが必要な人を受け入れることを目的とし、市内4団体8施設を特定福祉避難所に指定しました。また、他市に先駆け災害時要援護者支援制度を設け、災害時等への体制づくりを推進してきました。

この地域においても、近い将来大規模な地震発生が予測され、また異常気象による豪雨等の被害が懸念されていることから、本市においても、これまで以上に充実した災害時の支援体制を構築することが求められます。

図表 2.3.1 災害時要援護者支援制度



※平成25年6月に災害対策基本法が改正されたことから、今後は現行の制度に沿った支援制度を早期に構築する必要があります。

障害のある人が、地域の中で安心して日常生活を送り、社会参加を果たしていくためには、暮らしやすい生活環境が整備されることが不可欠であり、住宅・駅・公共施設や道路等のバリアフリー化を推進していく必要があります。

第3次計画の期間内において、JR安城駅北側のエレベーターの設置、市営住宅のバリアフリー化、歩道の整備等を進めてきました。アンケート調査においても、バリアフリー化が「進んだ」と回答した割合が「遅れている」と回答した割合を上回り、一定の評価を受けています。しかし、身体障害のある人の20%以上が「階段の上り下りがむずかしい」「道路などに段差がある」を外出で困ることとしてあげています。

歩道の整備や段差解消等ハード面のバリアフリー化は多大な費用を要することから、短期間で実現することは難しい分野ですが、障害のある人が暮らしやすいまち、すべての人が暮らしやすいまち、すなわちユニバーサルデザイン*のまちであるという認識のもとに、生活環境の整備を進める必要があります。

第2節 施策の体系

★は新規事業、◎は拡充事業

基本施策	推進施策	個別施策（事業・取組）	番号
安全・安心のまちづくり	防災対策の推進	災害時要援護者支援制度の推進	No.52
		防災活動の推進と障害者の参加促進	No.53
		福祉避難所における訓練の実施	No.54★
		家具転倒防止事業の推進	No.55
		避難所における障害のある人への配慮	No.56
		避難所・避難場所の周知	No.57
		サービス提供事業者における防災対策の促進	No.58
		特定福祉避難所の機能の充実	No.59◎
	緊急時の情報の発信	緊急時の情報提供	No.60
		徘徊知的障害者（児）家族支援事業の実施	No.61
消費者トラブルの防止と救済・交通安全教育の実施	消費者トラブルの防止と被害からの救済	No.62	
	交通安全教育の実施	No.63	
人にやさしいまちづくり	人にやさしい施設の整備	公共施設のユニバーサルデザインの推進	No.64
		交通環境のユニバーサルデザインの推進	No.65
		障害者用トイレの多機能化の推進	No.66★
	住まいの充実	市営住宅のバリアフリー化の推進	No.67
		リフォームヘルパー派遣事業の実施	No.68

第3節 施策の方向

1 安全・安心のまちづくり

(1) 防災対策の推進

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.52	災害時要援護者支援制度の推進 市広報紙やまちかど講座等を通じて災害時要援護者支援制度の普及啓発を行い、登録の推進に努めます。	社会福祉課 障害福祉課
No.53	防災活動の推進と障害者の参加促進 災害時における要配慮者（避難に支援が必要な方等）を地域ぐるみで支援する意識を醸成するため、障害のある人が防災訓練や防災講座等地域における防災活動へ主体的に参加するよう促します。	危機管理課
No.54★	福祉避難所における訓練の実施 福祉避難所において、要配慮者が参加する災害時訓練を実施します。実施にあたっては、企画段階から障害のある人等の参加を得ていきます。	危機管理課 障害福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会
No.55	家具転倒防止事業の推進 地震発生時における被害の軽減を図るため、家具転倒防止事業を推進します。	障害福祉課 危機管理課
No.56	避難所における障害のある人への配慮 避難所においては、障害のある人が安全に移動できるような配慮に努めます。また、視覚障害や聴覚障害のある人への情報伝達の配慮や必要備品の設置に努めます。	障害福祉課 危機管理課
No.57	避難所・避難場所の周知 障害のある人に一般避難所や福祉避難所等を周知するため、避難所・避難場所の広報・啓発を実施します。	危機管理課 障害福祉課 社会福祉課 社会福祉協議会
No.58	サービス提供事業者における防災対策の促進 障害のある人の安全を確保するために、サービス提供事業者に対して、防災計画の作成や防災訓練の実施、施設や設備等の安全点検等災害対策の推進について指導します。	障害福祉課

No.59◎	特定福祉避難所の機能の充実 専門性の高いケアが必要な人を受け入れるため、特定福祉避難所に指定している、障害福祉施設や特別支援学校に対して、災害時に必要な物資の配備を順次進め、災害に備えます。	危機管理課 障害福祉課
--------	---	----------------

(2) 緊急時の情報の発信

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.60	緊急時の情報提供 緊急時の情報発信として、インターネットFAX*や防災ラジオ等の普及を図り、災害時における被害の軽減に努めます。	障害福祉課 危機管理課
No.61	徘徊知的障害者（児）家族支援事業の実施 徘徊の症状がみられる知的障害のある人に対して、所在が不明となったときに備え、徘徊知的障害者（児）家族支援事業を実施します。	障害福祉課

(3) 消費者トラブルの防止と救済・交通安全教育の実施

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.62	消費者トラブルの防止と被害からの救済 障害のある人が、悪質商法等の被害に遭うことのないよう情報収集と発信を行うとともに、被害からの救済のため、必要に応じて消費生活センターや日本司法支援センター（法テラス）等の相談窓口へつなげていきます。	障害福祉課 商工課
No.63	交通安全教育の実施 障害のある人が、交通事故等に遭うことがないように、交通安全教育を実施します。	市民安全課

2 人にやさしいまちづくり

(1) 人にやさしい施設の整備

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.64	公共施設のユニバーサルデザインの推進 公共施設を新設するときには、ユニバーサルデザインによる設計を推進します。	建築課
No.65	交通環境のユニバーサルデザインの推進 歩道等の維持・改修時には、県の人にやさしい街づくりの推進に関する条例等に沿ったユニバーサルデザインを推進します。また、公共交通機関の事業者へ施設の改善を働きかけます。	維持管理課 土木課 都市計画課
No.66★	障害者用トイレの多機能化の推進 公共施設を新設するときには、オストメイト*対応トイレの設置に努めます。また、必要に応じて大人用のオムツ換えや着替え等に利用できるベッドの設置に努めます。	建築課

(2) 住まいの充実

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.67	市営住宅のバリアフリー化の推進 障害のある人の快適な住まいを確保するため、市営住宅のうち既存施設には、バリアフリー化を推進します。	建築課
No.68	リフォームヘルパー派遣事業の実施 リフォームヘルパーを派遣し、相談や専門的なアドバイスを行う等、障害のある人へ適切な住宅改修ができるよう支援します。	社会福祉課 障害福祉課

第4章 療育・教育・子育て

第1節 現状と課題

障害のある児童が、持てる能力を十分に発揮し自立を目指すためには、発達の遅れや障害を早期に発見し、早期療育につなげていくことが重要です。

本市では、療育支援の必要な未就学児数は、平成19年度の302人から、平成25年度は659人と倍増しています（図表2.4.1）。また、障害者手帳をもたない、高機能自閉症、アスペルガー症候群、学習障害や注意欠陥多動性障害等の発達障害のある児童も多く、その認知や、早期支援が必要です。このため、幼児期におけるより専門性の高いきめ細かな療育支援、相談支援が求められています。

また、放課後等デイサービス*のニーズは高くなっており、保育サービス、地域子ども・子育て支援事業等を含め、子育て支援の視点からより一層の支援が必要です。

図表2.4.1 療育支援の必要な児童数の推移

(単位：人)

区 分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
療育センター（0～5歳児）	122	147	145	170	209	236	262
サルビア学園（3～5歳児）	38	35	38	34	35	36	45
保育園（0～5歳児）	111	123	138	133	166	232	251
幼稚園（3～5歳児）	31	36	48	51	65	84	101
就学前児童 計	302	341	369	388	475	588	659

- (注) 1 各年度在園数
 2 サルビア学園においては一部2歳児を含む
 3 幼稚園は公立分のみ（私立分は未把握）

図表2.4.2 療育支援の必要な児童の状況

(単位：人)

区 分	療育センター	サルビア学園	幼稚園	保育園	合 計
0歳児	7			0	7
1歳児	56			5	61
2歳児	154	0		5	159
3歳児	31	30	37	81	179
4歳児	10	11	35	72	128
5歳児	4	4	29	88	125
合 計	262	45	101	251	659

- (注) 1 平成25年度在園者数
 2 幼稚園は公立分のみ（私立分は未把握）

学校教育においては、障害者権利条約に盛り込まれたインクルーシブ教育*を推進していくことが課題となります。本人・保護者の意見を尊重した就学先の決定、学校施設のバリアフリー化、教材の工夫等の取り組みが求められます。また、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が行われるよう、教職員の資質を高めることが必要です。

本市においては、自立支援協議会において特別支援学校等と連携を図り、サービス提供事業所が不足することがないように努めています。

図表 2.4.3 特別支援学校への通学状況 (単位：人)

区分	岡崎聾学校	岡崎盲学校	安城特別支援学校	愛知教育大学付属特別支援学校	岡崎特別支援学校	その他	合計
幼稚部	3	0				0	3
小学部	2	1	37	0	14	2	56
中学部	1	2	31	1	8	1	44
高等部	3	2	62	4	10	5	86
合計	9	5	130	5	32	8	189

(注) 平成 26 年 5 月 1 日現在

図表 2.4.4 特別支援学級の児童・生徒 (単位：人)

区分	知的	情緒	肢体	虚弱	難聴	合計
小学校	73	103	2	2	1	181
中学校	45	38	0	0	0	83
合計	118	141	2	2	1	264

(注) 平成 26 年 5 月 1 日現在



第2節 施策の体系

★は新規事業、◎は拡充事業

基本施策	推進施策	個別施策（事業・取組）	番号
子ども発達支援の充実	乳幼児健康診査等の充実	乳児家庭全戸訪問の実施	No.69
		乳幼児健康診査の実施	No.70
		相談・訪問の実施	No.71
		1歳6か月児健診事後指導会（親子教室）の実施	No.72
		発達障害の早期発見	No.73
	療育相談の充実	相談窓口の充実	No.74
		相談窓口の明確化	No.75
	情報交換、協力体制の充実	分野間の連携による支援体制の充実	No.76
		生涯を通じた支援のための情報共有	No.77★
		各種子育て支援事業による育児不安の解消	No.78
	療育体制の充実	（仮称）子ども発達支援センターの整備	No.79★
		保育所等訪問支援の実施	No.80★
臨床心理士による指導の実施		No.81	
子育て支援の充実	統合保育・交流保育の推進	統合保育の推進	No.82
		交流保育の推進	No.83
	子育て支援の充実	放課後児童クラブへの受入れの推進	No.84
		小中学校への介護員の派遣	No.85
		放課後等デイサービスの充実	No.86
		ファミリー・サポート・センター事業の推進	No.87
インクルーシブ教育の推進	教育相談等の充実	関係機関の連携強化	No.88
		教育センターの相談支援体制の充実	No.89
		保育園等の就学相談支援体制の維持	No.90
		卒業時の就学就労相談の充実	No.91
	インクルーシブ教育システムの構築	本人・保護者の意見を尊重した就学先の決定	No.92★
		多様な学びの場の充実	No.93★
		合理的配慮の提供	No.94★
		特別支援教育の体制の充実	No.95
		通級指導の充実	No.96
		特別支援教育補助員事業の充実	No.97
		学校施設のバリアフリー化の推進	No.98★
	進路指導の充実	学校・行政・職安の協力	No.99
		職場見学・説明会等の実施	No.100
		アフターケアの充実	No.101

第3節 施策の方向

1 子ども発達支援の充実

(1) 乳幼児健康診査等の充実

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.69	乳児家庭全戸訪問の実施 生後4か月を迎えるまでの乳児のいる全家庭を訪問し、育児不安の軽減および育児の孤立の防止を図るとともに、支援が必要な家庭に対し、養育支援訪問等のサービスにつなげていきます。	健康推進課
No.70	乳幼児健康診査の実施 乳幼児期における発達の遅れや疾病を早期に発見し、適切な支援、療育につなげるため、乳幼児健康診査を実施します。また、保護者と成長発達を確認し、発達に伴う問題や不安のある保護者を支援します。	健康推進課
No.71	相談・訪問の実施 乳幼児健康診査において発達に心配のある場合は、相談・訪問にて指導・支援を行います。	健康推進課
No.72	1歳6か月児健診事後指導会（親子教室）の実施 育児不安や発達に心配のある親子に対し、療育センターや関係機関と連携して集団指導を実施します。	健康推進課 子ども課
No.73	発達障害の早期発見 3歳児健康診査までに発達障害が見つからない場合に対処するため、幼稚園・保育園での健康診断や保育士等の気づき、保育カウンセラーによる園訪問、さらには、就学時の健康診断、小学校のスクールカウンセラーによるカウンセリング等を行い、発達障害のある児童の早期発見と指導に努めます。	子ども課 学校教育課

(2) 療育相談の充実

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.74	相談窓口の充実 療育に関する相談時間を拡大する等、相談の機会を増やすことにより、相談窓口の充実を図ります。	子ども課 社会福祉協議会
No.75	相談窓口の明確化 保健センター、子育て支援センター、療育センター、教育センター等で行う子どもの発達や療育に関する相談については、相談先がわかりやすいよう窓口の周知に努めます。また、「(仮称) 子ども発達支援センター」の整備により、これらの窓口の統合や連携強化を推進します。	障害福祉課 学校教育課 子ども課 子育て支援課 健康推進課

(3) 情報交換、協力体制の充実

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.76	分野間の連携による支援体制の充実 療育担当者会や関係機関同士の情報交換会を開催することにより、保健・療育・教育の各分野間の連携を強化し、早期療育の連続・一貫した支援体制の充実を図ります。	子ども課 健康推進課 学校教育課 社会福祉協議会
No.77★	生涯を通じた支援のための情報共有 乳幼児期から成人期までの成長や、医療、教育、福祉等の支援内容等を一貫した情報として共有することにより、生涯を通じた支援を行います。	障害福祉課 健康推進課 子ども課 学校教育課 社会福祉協議会
No.78	各種子育て支援事業による育児不安の解消 各種子育て支援サービス情報の提供や相談・助言を行うことにより、保護者の育児不安の解消に努めます。また、早期療育等へつながるよう、関係機関との連携を図ります。	子育て支援課 子ども課 健康推進課

(4) 療育体制の充実

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.79★	<p>（仮称）子ども発達支援センターの整備</p> <p>早期療育を必要とする児童の増加や相談機能の充実等に対応するため、療育センター、サルビア学園を併せ、さらに機能を高めた「（仮称）子ども発達支援センター」の整備を推進します。</p>	障害福祉課 子育て支援課 子ども課 学校教育課 健康推進課
No.80★	<p>保育所等訪問支援*の実施</p> <p>保護者からの依頼により、障害児支援に関する知識と指導経験のある保育士等が、保育園等を訪問し、集団生活に適応するための支援を必要とする子に、保育園等の担当職員と共に必要な支援について考え、個々の特性に合わせた助言をご家族に行います。</p>	子ども課 障害福祉課
No.81	<p>臨床心理士による指導の実施</p> <p>発達障害等のある児童の発見や支援をするため、幼稚園・保育園・認定こども園への保育カウンセラーによる園訪問、教育センターの臨床心理士による5歳児の支援を実施します。</p>	子ども課 学校教育課

2 子育て支援の充実

(1) 統合保育・交流保育の推進

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.82	<p>統合保育の推進</p> <p>幼稚園、保育園、認定こども園においては、障害のある児童の教育・保育のニーズを受け止め、障害のある児童もない児童も、一緒に生活する中でともに育ちあう教育・保育を推進します。</p>	子ども課
No.83	<p>交流保育の推進</p> <p>障害のある児童とない児童とのふれあいを図るため、サルビア学園と保育園等の交流保育を推進します。</p>	子ども課

(2) 子育て支援の充実

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.84	放課後児童クラブへの受入れの推進 特別支援教育*を受ける小学生で、昼間保護者が留守になる児童について、放課後児童クラブへの受入れを推進します。	子育て支援課
No.85	小中学校への介護員の派遣 安城市立の小中学校に在学する肢体不自由の児童生徒が、学校生活において、一時的に保護者の付添いができない場合は、介護員を派遣し、通学の維持を図ります。	障害福祉課
No.86	放課後等デイサービスの充実 放課後等デイサービスについては、ニーズに対応するため、新規事業者の参入を促進し、質の充実と量の確保を図ります。	障害福祉課
No.87	ファミリー・サポート・センター事業*の推進 障害のある児童の子育て支援活動を充実するため、援助会員の確保や研修の充実を図ります。	子育て支援課

3 インクルーシブ教育の推進

(1) 教育相談等の充実

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.88	関係機関の連携強化 保護者の教育上の悩みや不安を解消するため、教育センター、療育センター、サルビア学園、特別支援学校等関係者による療育担当者会等を開催し、関係機関の連携強化を図ります。	子ども課 学校教育課 障害福祉課
No.89	教育センターの相談支援体制の充実 相談数の増加に対応するため、家庭教育相談員・臨床心理士等の相談時間の拡大に努め、教育センターでの相談の充実を図ります。 また、「(仮称) 子ども発達支援センター」の整備にあわせて事業の連携を図ります。	学校教育課

No.90	<p>保育園等の就学相談支援体制の維持</p> <p>全ての幼稚園、保育園、認定こども園において、就学前児童（5歳児）の就学相談が実施できる体制を維持します。</p> <p>また、「(仮称) 子ども発達支援センター」の整備にあわせて事業の連携を図ります。</p>	<p>学校教育課 子ども課</p>
No.91	<p>卒業時の就学就労相談の充実</p> <p>卒業時における就学・就労に関する相談の充実を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>

(2) インクルーシブ教育システムの構築

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.92★	<p>本人・保護者の意見を尊重した就学先の決定</p> <p>障害のある児童生徒、保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則として、市教育委員会が就学先を決定します。</p>	<p>学校教育課</p>
No.93★	<p>多様な学びの場の充実</p> <p>教育的ニーズに最も的確に応えた指導を提供できるよう、小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。</p>	<p>学校教育課</p>
No.94★	<p>合理的配慮の提供</p> <p>合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障害の状態や教育的ニーズ等に応じて市・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供します。</p>	<p>学校教育課</p>
No.95	<p>特別支援教育の体制の充実</p> <p>特別支援教育の体制の充実を図るため、特別支援教育コーディネーター養成を目的とした研修会・情報交換会を実施し、必要な人材の確保に努め、さらに校内教育支援委員会等の研修を通じて広く周知します。</p>	<p>学校教育課</p>

No.96	通級指導の充実 障害特性にあわせた学習支援をするため、通級指導担当教員研修等を開催し、教職員の専門知識の習得と資質向上を図り、通級指導の充実に努めます。	学校教育課
No.97	特別支援教育補助員事業の充実 個別支援の対象となる児童やその集団の健やかな成長を図るため、特別支援教育補助員には、各種障害の知識や適切な支援の研修を実施し、質的な充実に努めます。	学校教育課
No.98★	学校施設のバリアフリー化の推進 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、学校施設のバリアフリー化を推進します。	教委総務課 危機管理課

(3) 進路指導の充実

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.99	学校・行政・職安の協力 障害のある生徒の状況に適した進路指導を行うため、学校と行政および公共職業安定所が協力し、就学・就職への支援をします。	学校教育課
No.100	職場見学・説明会等の実施 障害のある生徒に自らの進路に対して関心を持ち、考えてもらうため、卒業生の体験談、職場見学・実習、学校説明会・見学会等を実施します。	学校教育課
No.101	アフターケアの充実 就学後のアフターケアについては、市教育委員会、各学校の校内教育支援委員会、特別支援学校等が連絡を取り、適切な支援の実施に努めます。	障害福祉課 学校教育課

第5章 雇用・就労

第1節 現状と課題

障害者雇用促進法では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています。平成25年度から法定雇用率が、民間企業では1.8%から2.0%へ、国・地方公共団体等では2.1%から2.3%へ引き上げられています。さらに、障害者権利条約への対応として、障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務、これまで雇用義務の対象とされていなかった精神障害者の雇用義務化等が盛り込まれた法改正が行われています。

しかし、障害者雇用は、依然として厳しい状況にあります。アンケート結果では、知的障害のある人の就労率は高いものの、就労系サービスを利用して働いている人が多く、また、精神障害のある人は一般就労への意向は強いものの、職場定着が難しいという現状となっています。

また、愛知労働局発表の平成25年6月1日現在における県内で雇用される障害者数は25,066人、障害者雇用率*は1.68%と全国平均1.76%を下回っています。

障害のある人が、地域で自立して生活を送るためには、収入を得ることが必要不可欠です。特にグループホームで生活をしていく場合は、家賃・食費等を考慮すると障害年金の収入だけでは十分ではなく、就労により収入を得ることが必要です。

就労することで生活のリズムを保つことができ、働いて収入を得ることで、やりがいも享受できます。加えて、いろいろな人とふれあうことができ、社会参加や生きがいも見出すことができます。

本市では、身体障害のある人、知的障害のある人を職員として採用し、法定雇用率の達成に努めています。今後は、精神障害のある人の雇用義務化を踏まえ、採用・業務・配慮等について検討していきます（図表2.5.1）。

一般就労については、公共職業安定所や特別支援学校等と連携をして、障害のある人の能力や適性に応じた就労の場の確保および雇用の安定に努める必要があります。雇用の安定のためには、就労における悩みに対して相談支援をすることも重要になってきます。現在、本市では、就労相談員を設置し、一般就労についての相談支援を行っています。また、平成26年4月には、障害のある人を就業と生活の両面から支援する「障害者就業・生活支援センター『くるくる』」が圏域に整備されたことに伴い、

自立支援協議会を通じて情報の共有を図り、その周知と連携に努めます。

安城特別支援学校卒業生の進路状況は、6割以上が就労系等のサービスを利用して働いています。一般就労が難しい障害のある人については、特別支援学校や福祉施設と連携して、一般就労同様に能力や適性に合った福祉的就労の場を確保することにより、働くことへのやりがいを持てるような支援が求められます。

障害者優先調達推進法に基づき、就労系サービス事業所で作られる製品の販売を促進することにより、障害のある人の工賃収入を増やし、その結果、自立した生活を送ることができるように努めていくことが重要です（図表2.5.2）。就労系サービス事業所等の福祉的就労の場においては、引き続き事業者の参入・事業拡大を図ると同時に、多様な事業者の参入に対して、その質の確保に努めていく必要があります。

図表2.5.1 市役所の障害のある人の雇用状況 (単位：人)

区分	雇用障害者数	身体障害者	知的障害者	精神障害者	算定障害者数	算定基礎職員数	障害者雇用率
平成22年	17	16	1	0	22	827	2.66%
平成26年	16	15	1	0	20	838	2.39%

(注) 各年6月1日現在

図表2.5.2 障害者就労施設等からの本市における物品および役務の調達状況 (単位：円)

区分	物品	役務	合計
平成24年度	3,812,150	12,417,500	16,229,650
平成25年度	5,006,460	12,145,560	17,152,020



第2節 施策の体系

★は新規事業、◎拡充事業

基本施策	推進施策	個別施策（事業・取組）	番号
一般就労機会の拡大	雇用・就労の啓発・広報	多様な就労方法や技能取得制度の周知	No.102
		企業等への制度の啓発	No.103
		障害者雇用の促進	No.104
		職場における合理的配慮の提供義務等の周知	No.105★
	雇用・就労の支援	就労移行支援の充実	No.106
		ジョブコーチ支援制度の周知	No.107
		職親制度の推進	No.108
		市における障害者雇用の推進	No.109
福祉的就労の支援	福祉的就労の支援	自主製品の購入、市業務の委託	No.110◎
		就労系サービスの充実と事業者の質の確保	No.111◎
		学校と相談支援事業所の連携	No.112
		自主製品販路拡大への支援	No.113
就労相談・情報提供	相談支援体制の充実	募集情報の提供、職業相談の実施	No.114
		就労相談の推進	No.115
		障害者就業・生活支援センターの利用促進	No.116
	創業・起業等の支援	仲間づくりの推進	No.117
		商工会議所等との連携とノウハウの提供	No.118
		小規模作業所等の設立支援	No.119

第3節 施策の方向

1 一般就労機会の拡大

(1) 雇用・就労の啓発・広報

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.102	多様な就労方法や技能取得制度の周知 テレワーク*等多様な就労方法や技能取得制度を周知するとともに、障害者就業・生活支援センターと連携して障害のある人の雇用を支援します。	障害福祉課
No.103	企業等への制度の啓発 就労相談員の活動を通して障害のある人の雇用拡大を働きかけるため、企業等に各種助成制度や障害者雇用率制度を周知します。	障害福祉課 商工課
No.104	障害者雇用の促進 特例子会社の設置の普及、就労継続支援A型の新規事業者の参入促進を図る等、新しい形の就労の場の拡大に努めます。	障害福祉課
No.105★	職場における合理的配慮の提供義務等の周知 改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の施行を踏まえ、法に盛り込まれた、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。	障害福祉課 商工課

(2) 雇用・就労の支援

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.106	就労移行支援の充実 就労移行支援の新規事業者の参入促進を図ると同時に、サービスの質の確保に努めます。	障害福祉課
No.107	ジョブコーチ支援制度*の周知 障害のある人と企業の上に立ち、就業と生活の一体的支援を行うジョブコーチ（職場適応援助者）の活用が図られるよう、制度の周知を行います。	障害福祉課

No.108	職親制度*の推進 知的障害や精神障害のある人を住み込みや通いで雇用し、生活指導や就労指導を行う職親委託制度を推進するため、職親の確保に努めるとともに、事業の周知を行います。	障害福祉課
No.109	市における障害者雇用の推進 障害者雇用率を達成するよう、計画的な採用を行います。また、短時間労働等の雇用形態、職域の拡大等を検討します。そして、精神障害者についても業務内容、採用方法、人材育成方法等について研究を進めます。	人事課

2 福祉的就労の支援

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.110◎	自主製品の購入、市業務の委託 障害者優先調達推進法に基づき、市立保育園におけるおやつとして自主製品を購入し、利用者の工賃アップを支援します。また、ペットボトル、ビンの選別作業等の市業務の一部を障害福祉施設へ委託します。 そして、自主製品の紹介用一覧を自立支援協議会の協力のもと作成し、広報・啓発活動に努めます。	障害福祉課
No.111◎	就労系サービスの充実と事業者の質の確保 一般企業等での就労が困難な人の就労機会や生産活動の場として、就労系サービスの新規事業者の参入や事業の拡大を促進します。また、企業等に対し就労系サービス事業者への作業の発注を働きかけます。なお、事業者に対して、その質の確保を図るとともに、障害者差別解消法等の周知を図り、作業環境の改善を促進します。	障害福祉課
No.112	学校と相談支援事業所の連携 特別支援学校等の卒業生が、必要な就労支援が得られ、適切なサービスの選択ができるよう、学校と相談支援事業所が連携します。	障害福祉課 社会福祉協議会

No.113	自主製品販路拡大への支援 障害のある人の働く場の確保や、就労系サービス事業所の自主製品販路拡大のため、必要に応じて商店街の空き店舗等の情報を提供します。また、市役所等においても、展示・販売の場を提供します。	障害福祉課 商工課
--------	---	--------------

3 就労相談・情報提供

(1) 相談支援体制の充実

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.114	募集情報の提供、職業相談の実施 公共職業安定所と連携し、人材募集情報の提供や職業相談を実施します。	障害福祉課
No.115	就労相談の推進 就労相談員による職場開拓や就労相談を推進し、職場との連携を図りながら、一般就労への支援や職場への定着を支援します。	障害福祉課
No.116	障害者就業・生活支援センターの利用促進 就業とそれに伴う日常生活上の支援を行う障害者就業・生活支援センターの利用が促進されるよう、新たに開設されたセンターの周知に努めます。	障害福祉課

(2) 創業・起業等の支援

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.117	仲間づくりの推進 創業・起業等に向けて、障害のある児童生徒の保護者の仲間づくりを、特別支援学校等と連携しながら進めます。	障害福祉課
No.118	商工会議所等との連携とノウハウの提供 障害のある人の創業・起業を支援するため、商工会議所等と連携し、ノウハウの提供を行います。	障害福祉課 商工課
No.119	小規模作業所*等の設立支援 障害のある人の就労へのニーズに対応するため、保護者、社会福祉法人、NPO法人等による小規模作業所等の設立に対して、空き店舗等の活用を含め、身近な場所におけるサービス拠点の整備を支援します。	障害福祉課 商工課

第6章 保健・医療

第1節 現状と課題

成人の疾病全体に占める、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病*の割合が増加しており、今後は、重症化や合併症を予防できる事業の推進が重要になります。

さらに、生活習慣の見直しや早期発見・早期治療等の健康を保持増進する施策に取り組み、誰もが健康で質の高い生活を送れるようにする必要があります。

関係団体等懇話会においては、健康診査や治療について、重度障害のある人も受診しやすい環境づくりや、入院時の院内における介助の必要性についての声がありました。

障害のある人に対する公費医療負担制度としては、「更生医療」「育成医療」および「精神通院医療」がありましたが、一本化され、「自立支援医療*」として支給が行われています。

市の福祉医療制度では、障害のある人のうち、一定の要件を満たす人に対し、保険適用医療費の自己負担額の全額またはその所定額が助成されています(図表2.6.1)。

これら医療費制度による給付等の適切な利用を図っていくことが求められます。

さらに、平成26年5月、難病と小児慢性疾患の医療費助成の対象を拡大する「難病医療法」の制定と児童福祉法の改正が行われ、平成27年1月から新たな難病医療費助成制度が実施されます。新しい制度についての情報を提供し、難病患者等の不安を解消していく必要があります。

図表2.6.1 医療費の助成状況

区 分		平成20年度		平成25年度	
		受給者数	助成額	受給者数	助成額
心身障害者医療費の助成		1,783人	250,325千円	1,832人	238,767千円
精神障害者 医療費の助 成	精神科入院	68人	8,512千円	59人	6,811千円
	精神科通院	997人	36,167千円	1,430人	39,842千円
	全疾患	242人	27,327千円	402人	58,512千円

本市では、高齢者を中心とした「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、医師会や歯科医師会、関係事業者が集まる会議を設け目標や課題の共有を行っています。

今後は、国の動向も踏まえながら、高齢者同様に医師会等の医療機関との連携を検討していく必要があります。

第2節 施策の体系

★は新規事業、◎は拡充事業

基本施策	推進施策	個別施策（事業・取組）	番号
障害の原因となる疾病の予防	生活習慣病予防とこころの健康づくりの推進	特定健康診査等の実施	No.120
		健康診査の受診の促進	No.121
		こころの健康づくりの推進	No.122
	介護予防の推進	高齢者の生活機能の維持向上	No.123
医療サービスの実施	地域医療の促進	かかりつけ医の促進	No.124
		入院中の院内における支援の実施	No.125★
	自立支援医療と医療費の助成	自立支援医療の実施	No.126
		医療費の助成	No.127
		難病患者の医療費助成に関する情報提供	No.128★

第3節 施策の方向

1 障害の原因となる疾病の予防

(1) 生活習慣病予防とこころの健康づくりの推進

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.120	特定健康診査等の実施 生活習慣による疾病予防や、疾病が進行し障害となることを防ぎ、健康づくりを支援するため、特定健康診査や後期高齢者医療健康診査を実施します。特定健康診査後は、健診結果により、特定保健指導等を実施します。	国保年金課 健康推進課
No.121	健康診査の受診の促進 特定健康診査や後期高齢者医療健康診査の周知を図り、健康診査の受診を働きかけます。	国保年金課 健康推進課
No.122	こころの健康づくりの推進 社会的なストレス要因の増加に対応するため、こころの健康について知識の普及や相談サービス等の情報を提供します。	健康推進課 障害福祉課

(2) 介護予防の推進

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.123	高齢者の生活機能の維持向上 高齢者の生活機能の低下を予防するため、介護保険制度による介護予防事業等を実施します。	介護保険課 健康推進課 社会福祉協議会

2 医療サービスの実施

(1) 地域医療の促進

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.124	かかりつけ医の促進 身近な医療機関で継続して受診できる、かかりつけ医を持つよう働きかけます。	障害福祉課 健康推進課
No.125★	入院中の院内における支援の実施 知的障害等のある人が入院したときに、普段から障害のある人を理解しているサービス提供事業者が支援員を派遣し、医療施設内での意思の疎通を図るサービスについて、意思疎通*支援事業として実施します。	障害福祉課

(2) 自立支援医療と医療費の助成

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.126	自立支援医療の実施 心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むため、必要な医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）費を給付します。	障害福祉課 国保年金課
No.127	医療費の助成 障害のある人の医療費軽減のため、障害の程度により、障害者医療として医療費の助成を実施します。	国保年金課
No.128 ★	難病患者の医療費助成に関する情報提供 難病患者への医療費助成の制度変更については、関係機関と連携して情報提供に努めます。	障害福祉課

第7章 相談・情報提供

第1節 現状と課題

障害のある人が地域で自立して生活するためには、自らサービスを選択し自分に合ったより良いサービスを受けることができるように、相談支援事業や情報提供の充実が必要です。

本市では、社会福祉協議会のふれあいサービスセンターを基幹相談支援センターに指定し、総合的な相談支援ネットワークの構築を図っています。また、サービス等利用計画作成への対応のため、市独自の補助制度を創設し、指定特定相談支援事業所の拡充に努めてきました。さらに、精神障害のある人への相談体制の強化の一環として、地域活動支援センターが開設されました。今後、高度・複雑化する相談内容への対応、地域生活への移行促進のため、さらなる相談支援の専門性の向上や、関係機関との連携が求められます。

新しい制度やサービス利用に関する情報について、市や社会福祉協議会では、ウェブサイトや広報等により福祉サービスの情報提供に努めていますが、今後さらに情報をわかりやすく分野別で提供するとともに、誰もが利用しやすいウェブサイトづくりが求められます。同時に、冊子等の紙媒体による情報提供等情報媒体の多様化のニーズにも応えていく必要があります。

コミュニケーション支援事業*については、障害者総合支援法により、県と市の役割が明確化され、必須事業の一つとされました。また、視覚障害のある人への代読や代筆、知的障害や発達障害のある人とのコミュニケーション等、多様な伝達方法、場面が考えられることから、より広い意味の意思疎通支援という名称に変更されました。本市においても、事業内容の見直しを行い、幅広いサービスとして強化していくことが求められます。

情報化社会と言われる中、情報機器は障害のある人にとっても情報収集・発信、コミュニケーション等の重要な手段の一つとなっていることから、パソコン講座等の学習機会の充実に努める必要があります。

障害者差別解消法の平成28年4月の施行に向け、広報・啓発、差別解消のための仕組みづくりを進める必要があります。また、知的障害、精神障害により判断能力が不十分な人の権利を守るため、福祉サービスや日常生活における契約行為、財産の管理等を行う成年後見制度*の利用促進、虐待の防止に向けての啓発に努める必要があります。

第2節 施策の体系

★は新規事業、◎は拡充事業

基本施策	推進施策	個別施策（事業・取組）	番号
相談・情報提供の充実	相談窓口の充実	相談支援事業の充実	No.129
		相談支援事業所への補助	No.130
		相談支援担当者の専門性の向上	No.131
		手帳を所持していない障害のある人への対応	No.132
	情報提供の充実	障害のある災害時要援護者の把握	No.133
		広報等による情報提供の充実	No.134
		利用しやすいウェブサイトの充実	No.135
		声の広報・点訳事業等の実施	No.136
		ガイドブック等の作成・配布	No.137
	意思疎通支援体制の充実	意思疎通支援事業等の充実	意思疎通支援者の派遣
意思疎通支援者の技術・知識の向上と手話奉仕員の養成			No.139◎
意思疎通支援事業の拡充			No.140
移動型磁気ループの貸し出し			No.141
ICTへの対応		障害者パソコン講座の実施	No.142
		日常生活用具（情報・通信支援用具）の利用促進	No.143
権利の擁護	障害を理由とする差別の解消の推進	障害を理由とする差別解消のための啓発	No.144
		職場における合理的配慮の提供義務等の周知（No.105再掲）	No.145★
	権利擁護の推進	日常生活自立支援事業の促進	No.146
		成年後見支援事業の実施	No.147
		成年後見制度等の周知	No.148
		虐待等の防止	No.149

第3節 施策の方向

1 相談・情報提供の充実

(1) 相談窓口の充実

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.129	<p>相談支援事業の充実</p> <p>基幹相談支援センター（ふれあいサービスセンター）を核とした相談支援ネットワークを強化し、訪問相談等について自立支援協議会で検討します。</p> <p>高齢で障害のある人には、在宅介護支援センター、地域包括支援センターにおいても相談に応じます。</p> <p>障害児相談支援については、「（仮称）子ども発達支援センター」の整備にあわせて充実を図ります。</p> <p>なお、高い専門性を必要とする内容については、保健所や発達障害者支援センター*等専門相談機関へつなげていきます。</p>	<p>障害福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p> <p>介護保険課</p> <p>社会福祉課</p>
No.130	<p>相談支援事業所への補助</p> <p>相談支援事業所に対しては、引き続き市独自の補助を行うことにより、ニーズに応じた計画作成の確保を図ります。</p>	障害福祉課
No.131	<p>相談支援担当者の専門性の向上</p> <p>相談支援事業所や市の担当者の専門性の向上のため、研修への参加を促進します。</p>	<p>障害福祉課</p> <p>社会福祉協議会</p>
No.132	<p>手帳を所持していない障害のある人への対応</p> <p>発達障害、高次脳機能障害*、精神疾患、難病等で、障害者手帳を取得していない人に対しては、手帳を取得できる場合があることや、手帳がない場合にも医師の診断書があれば利用できるサービスがあることの周知を図ります。</p>	障害福祉課

(2) 情報提供の充実

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.133	<p>障害のある災害時要援護者の把握</p> <p>災害時要援護者支援制度を活用し、町内福祉委員会による日ごろからの支援を通じ障害のある人の状況把握に努めます。</p>	社会福祉課
No.134	<p>広報等による情報提供の充実</p> <p>市や社会福祉協議会の広報紙等により各種の情報を提供するとともに、音声コード*読み上げ装置等の活用について検討します。</p>	障害福祉課 社会福祉協議会
No.135	<p>利用しやすいウェブサイトの充実</p> <p>誰でも情報を探しやすい見やすいウェブサイトづくりに引き続き努めます。また、障害のある人からご意見をいただきながら、障害者にとって利用しやすいウェブサイトづくりに努めます。</p>	秘書課
No.136	<p>声の広報・点訳事業等の実施</p> <p>「広報あんじょう」を音訳した声の広報を継続するとともに、希望の書籍をボランティアにより点訳や音訳する事業等を支援します。</p>	障害福祉課 社会福祉協議会
No.137	<p>ガイドブック等の作成・配布</p> <p>障害のある人に関わるさまざまなサービス、制度等についてまとめたガイドブックやサービス事業者マップを作成し、配布します。</p>	障害福祉課

2 意思疎通支援体制の充実



(1) 意思疎通支援事業等の充実

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.138	<p>意思疎通支援者の派遣</p> <p>手話通訳者、要約筆記者*の意思疎通支援者の派遣を行います。なお、専門性の高い意思疎通支援者の派遣や調整の困難な広域的な派遣については県の事業となることから、円滑な対応に努めます。</p>	障害福祉課

No.139◎	意思疎通支援者の技術・知識の向上と手話奉仕員の養成 意思疎通支援者の技術および知識の向上を目的とした研修の開催、県等の開催する研修への参加を促進します。また、手話奉仕員の養成については、社会福祉協議会に養成講座を委託するとともに障害者団体との連携により推進します。	障害福祉課
No.140	意思疎通支援事業の拡充 意思疎通支援事業については、あらゆる障害のある人に対する支援が可能であり、対象者や援助内容についての見直しを行い、事業の拡充を図ります。	障害福祉課
No.141	移動型磁気ループ*の貸し出し 会議等において、聴覚障害のある人の補聴器の聞き取りを改善するための磁気ループ（移動型）の貸し出しを行います。	障害福祉課 社会福祉協議会

(2) ICTへの対応

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.142	障害者パソコン講座の実施 障害のある人を対象としたパソコン講座を開催し、パソコンの利用促進を図ることにより、障害のある人の主体的な情報収集能力を高めます。	社会福祉協議会
No.143	日常生活用具*（情報・通信支援用具）の利用促進 日常生活用具である視覚障害者用パソコンソフトや上肢障害者用パソコン周辺機器の、給付制度を周知し利用を促進します。	障害福祉課

3 権利の擁護

(1) 障害を理由とする差別の解消の推進

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.144	障害を理由とする差別解消のための啓発 市民に障害者差別解消法の趣旨や内容について周知徹底を図るため、パンフレットやポスター等の作成・配布、ホームページでの掲載を実施します。また、障害者差別解消支援地域協議会について、県、圏域の動向を踏まえ、設置について検討します。	障害福祉課

No.145★	<p>職場における合理的配慮の提供義務等の周知 (No.105 再掲)</p> <p>改正障害者雇用促進法、障害者差別解消法等の施行を踏まえ、法に盛り込まれた、障害のある人への差別の禁止や合理的配慮の提供義務について広報・啓発に努めます。</p>	<p>障害福祉課 商工課</p>
---------	---	----------------------

(2) 権利擁護の推進

番号	個別施策（事業・取組）	担当課
No.146	<p>日常生活自立支援事業*の促進</p> <p>障害のある人や認知症高齢者等判断力が十分でない人が、安心してサービスを受けることができるよう、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を支援します。</p>	<p>障害福祉課 社会福祉協議会</p>
No.147	<p>成年後見支援事業の実施</p> <p>身寄りが無い等当事者による申立てができない場合は、市が代わって法定後見（後見・保佐・補助）開始の審判の申立てを行います。また、社会福祉協議会では、成年後見制度の啓発や相談を行うほか、低所得者のための法人後見を行います。</p>	<p>障害福祉課 社会福祉協議会</p>
No.148	<p>成年後見制度等の周知</p> <p>成年後見制度の周知を図るとともに、社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業についても周知に努めます。</p>	<p>障害福祉課 社会福祉協議会</p>
No.149	<p>虐待等の防止</p> <p>障害のある人に対する虐待の未然防止や早期発見に向けて、市民、企業等への啓発に努めます。</p> <p>また、虐待に関する情報提供があった場合には、障害者虐待防止センター（障害福祉課）を中心にケース検討を行い、早期対応を図ります。</p>	<p>障害福祉課</p>